

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成29年6月30日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所	名古屋市港区遠若町 3-7-1
氏 名	株式会社シーテック 遠若分室
取締役上席執行役員	
土木建築本部長 河渡 祥一	
電話番号 052-651-3149	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社シーテック遠若分室
事業場の所在 地	名古屋市港区遠若町 3-7-1
計画期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	06：総合工事業
2 事業の規 模	元請完成工事高：45億円（土木建築本部 遠若分室）
3 従業員 数	140名（土木建築本部 遠若分室）

	4 業廃棄物の一連の処理の工程	基礎工事 : 汚泥→中間処理（分級・乾燥・固化・発酵）→再生利用又は最終処分（埋立）
		塗装工事 : 廃プラスチック類→中間処理（破碎）→再生利用 : 金属くず→中間処理（破碎）→再生利用
		伐採工事 : 木くず→再生処理（破碎）→再生利用
		撤去工事 : コンクリート破片→再生処理（破碎）→再生利用 : アスコン破片→再生処理（破碎）→再生利用
		その他工事 : 混合物→中間処理（選別）→再利用又は最終処分（埋立）
		: 石綿含有がれき→再生利用又は最終処分（埋立）

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図) 社長 土木建築本部長 土木建築副本部長 (廃棄物総括責任者) 環境・技術開発部長 (全社環境管理責任者) 土木部長 (工事現場廃棄物管理責任者) 塗装部長 (工事現場廃棄物管理責任者) 技術コンサルタント部長 (工事現場廃棄物管理責任者)										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	コンクリート破片	アスコン破片	その他がれき	混合物	石綿含有がれき
	排出量 (t)	82	24	65	15	729	389	1,558	36	24

		4								
	(これまでに実施した取組) 再生処理業者への委託契約を優先的に行い、リサイクル率向上に努めている。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラ	木くず	金属くず	コンクリート破片	アスコン破片	その他がれき	混合物	石綿含有がれき
	排出量 (t)	800	20	60	20	800	400	1,600	400	30
	(今後実施する予定の取組) 再生処理業者への委託契約を優先的に行い、リサイクル率向上を図る。 また、電子マニフェスト使用率向上に努める。									
産業廃棄物の分別に関する事項										
1	現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合物は分別処理を行い、リサイクルに努めている。								
2	計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 混合物は廃プラスチック、木くず、がれき類等に分別し、リサイクル率向上に努める。								

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		

		自ら再生利用を行う産業 廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
1 現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業 廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
2 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業 廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
1 現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t

②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚 泥	廃 フ ォ ラ	木 く ず	金 属 く ず	コン クリ ート破 片	アス コン 破 片	その 他が れき	混 合 物	石 綿 含 有 が れ き
	全処理委託量 (t)	80 0	2 0	60	20	800	400	1,60 0	40	30
	優良認定処理業者への 処理委託量 (t)	0	2	5	0	10	20	0	0	0
	再生利用業者への 処理委託量 (t)	80 0	2 0	60	20	800	400	1,60 0	40	30
	認定熱回収業者への処 理委託量 (t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理 委託量 (t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組)									
	再生処理業者への委託契約を優先的に行い、リサイクル率向上を図る。 また、電子マニフェスト使用率向上に努める。									
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

